

能美市業務委託契約約款

能美市業務委託契約約款(平成 17 年能美市告示第 5 号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

現行	改正後
<p>(履行期間の変更方法)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(履行期間の変更方法)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 発注者は、第 1 項の規定による協議に当たっては、</u></p>
<p>(業務委託料の変更方法等)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 46 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>(業務委託料の変更方法等)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>4 発注者は、第 1 項の規定による協議に当たっては、</u></p>
<p>(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 46 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 発注者は、第 1 項の規定による協議に当たっては、</u></p>
<p>(前払金)</p> <p>第 33 条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 発注者は、受注者が第 5 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間につ</p>	<p><u>受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 46 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>(前払金)</p> <p>第 33 条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 発注者は、受注者が第 5 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間につ</p>

いて、その日数に応じ、年2. 5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条の2、第41条の3又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第37条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2. 5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第41条、第42条又は第42条の2の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金(第37条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第41条の2、第41条の3又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2. 5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第41条、第42条又は第42条の2の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3～8 (略)

(受注者の損害賠償請求等)

第43条の3 (略)

2 第31条第2項(第36条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2. 5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

いて、その日数に応じ、年3. 0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条の2、第41条の3又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第37条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3. 0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第41条、第42条又は第42条の2の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金(第37条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第41条の2、第41条の3又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3. 0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第41条、第42条又は第42条の2の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3～8 (略)

(受注者の損害賠償請求等)

第43条の3 (略)

2 第32条第2項(第36条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3. 0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。